

群ス協 第 49 号  
令和 4年 4月 19日

各 位

公益財団法人群馬県スポーツ協会  
会 長 遠 藤 祐 司

加盟団体のスポーツ仲裁機構への登録について（依頼）

平素は、本協会の諸事業につきまして、格別の御支援、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本協会は、スポーツに関する法やルールの透明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与していくために、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の自動応諾条項を採択しており、スポーツ競技又はその運営に関する決定事項に対する不服申立てについて、迅速かつ適正に解決を図ります。

つきましては、各加盟団体におかれましても、令和4年3月17日、本協会評議員会で説明しましたとおり、健全な団体運営による本県スポーツ推進のために、日本スポーツ仲裁機構の自動応諾条項の採択を速やかに御検討いただき、団体内で承認が得られる場合は採択の手続きを進めていただきますよう、お願い申し上げます。

なお、採択を組織決定された場合は、別紙様式により下記あて報告いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

担 当：総 務 課

T E L：027-234-5555（内 503）

## 公益財団法人群馬県スポーツ協会スポーツ仲裁に関する規則

公益財団法人群馬県スポーツ協会が開催するスポーツ振興事業及びその組織運営に関して行った決定事項に対する不服申し立てについては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により、解決されるものとする。

### 附 則

この規則は、平成26年1月16日から施行する。